

第15回 学校給食改革本部会議 議事録

令和5年8月16日

- 議題1 第2次相模原市立中学校完全給食実施方針の策定について(報告)
- 議題2 大規模事業評価について(報告)
- 議題3 PFI事業に係る実施方針及び要求水準書骨子(案)について
- 議題4 給食センターの建設予定地について

議題1～4を資料に従い説明

(説明者：学校給食・規模適正化担当部長)

(1) 主な意見等

(石井副市長) 要求水準書骨子案において、給食供給の開始日を12月1日としているが、学期の途中なので混乱しないか。

(学校給食課長) 他市でも年度途中の事例はある。学校への説明はこれからだが、12月1日開始を目指して今後調整してまいりたい。

(石井副市長) 学校現場や子どもたちが混乱しないようにしていただきたい。

(財政局長) (仮称)南部学校給食センターの多目的室の広さ300㎡については、確定なのか。

(学校給食課長) 要求水準書の公表に当たって数字を固める必要があり、教育委員会として必要な面積を提案し、承認いただいている。

(危機管理局长(兼)危機管理監) 防災力の向上の中に炊き出し施設とあるが、実際は誰が行うのか。また、備蓄倉庫と言っても、何を備蓄するかによって変わってくるため、別途協議させていただきたい。

(学校給食課長) 炊き出しはPFI事業者の業務とすることを予定している。配送トラックもあるので、配送もしてもらいたいと考えている。給食センターとしての備蓄内容は、米やレトルトカレーなどを予定している。防災備蓄倉庫については、危機管理局とは今も調整させていただいているところだが、引き続き協議させていただきたい。

(財政局長) 炊き出しと同様、多目的室の管理についても、要求水準書に記載するのではないのか。

(学校給食課長) 多目的室に係る貸室業務は市の業務とする予定であり、事業者に求める業務としては、要求水準書には記載しない。

(財政局長) 市の業務は、要求水準書には記載しないということか。

- (学校給食課長) そのとおりである。
- (市長) P F I事業者となるS P Cは何社で構成されるのか。
- (学校給食課長) 特段の決まりはないが、設計整備、調理運営など最低でも5社にはなるかと思われる。
- (市長) 選定委員会の委員は、どのように選ぶのか。
- (学校給食課長) P F I事業に詳しい方などから抽出し、お願いする予定である。公民連携、施設整備、給食運営、環境については大学の先生に依頼し、金融・財務・会計については公認会計士にお願いする。
- (市長) P F I事業に詳しい方となると、P F I事業者と関係が深いのではないか。事業者の選定に当たっては公平性、透明性が重要であるが、問題ないか。
- (学校給食課長) P F I事業者の条件として、委員と関係のある事業者は入れないようにしたいと考えている。詳細については、アセットマネジメント推進課と相談しながらP F Iガイドラインと整合を取りつつ、検討してまいりたい。
- (市長) 公平性が確保できる方を委員に選んでいただきたい。
- (学校給食課長) 特に留意して進めていく。
- (市長) 市で貸室業務を行うに当たっては、別途人件費が必要なのではないか。
- (学校給食課長) 平日昼間は常駐している市職員が貸室業務も行うが、夜間等は会計年度任用職員を雇うなどの必要はある。
- (市長) 市の業務に献立作成があるが、P F I事業者の業務にしては駄目なのか。
- (学校給食課長) 法律で決まっているわけではないが、本市の学校給食では、栄養士が献立作成を行っている。
- (市長) P F I業者の業務と市の業務との分けをもっとしっかりしたほうがよい。業務の範囲について、これで問題ないのか。
- (学校給食課長) 設計、建設、維持管理、運営はP F I事業者の業務としており、他市の例からも一般的な内容である。
- (市長) 付帯事業はなぜ括弧書きになっているのか。
- (学校給食課長) 付帯事業の実施は必須ではなく、(仮称)南部学校給食センターのみに求めることから、括弧書きとしているものである。事業者から提案してもらって良いものがあれば実施してもらおう。
- (市長) (仮称)北部学校給食センターについて、市街化調整区域ではあるが、何か付帯事業はできないのか。
- (学校給食課長) カフェなどの収益事業などを行うのは難しい。

(総務局長) (仮称)北部学校給食センターも付帯事業を求めて良いのではないかと。

(奈良副市長) 両方に門戸を開いたほうがよい。

(学校給食課長) 承知した。

(石井副市長) 給食センターの業務は基本的にPFI事業者が業務を行うが、この業務はこういう理由で市の業務とすることが分かるような一覧を作成したらどうか。

(学校給食課長) 承知した。

(財政局長) いま問題となっている業務の範囲について、どうやって決めるのか。

(奈良副市長) 会議の場できちんと審議する必要がある。9月に再度本部会議を開催していただきたい。

(教育長) 承知した。

(市長) (仮称)南部学校給食センターの用地について、土壌の入替えを行うとあるが、旧東清掃事業所解体での土壌調査で問題がなかったとしても行うということか。

(学校給食課長) 給食を作る施設であるため、給食センター整備の中で行いたいと考えている。

(市長) どの程度費用がかかるのか。

(学校給食課長) これまでの本部会議で示しているとおり、土壌入替え費用として3億円計上しているところである。

(市長) (仮称)北部学校給食センターの特色として、環境共生型の先進的な給食センターとあるが、具体的にどういうものを考えているのか。(仮称)南部学校給食センターとの差異をしっかりと見せる必要があるのではないかと。

(学校給食課長) (仮称)南部学校給食センターもZEB Readyの認証が取得できるものにするが、大規模事業評価において環境についての意見をいただいたこともあり、(仮称)北部学校給食センターについては市街化調整区域としての特性を踏まえ、ZEB Readyより上のNearly ZEBやZEBの認証を取得できるものにするなどしていきたいと考えているが、具体的にどうするかは決まっていないため、引き続き検討してまいりたい。

(奈良副市長) (仮称)南部学校給食センターにも環境の視点が入っているということがわかるようにしていただきたい。

(学校給食課長) 承知した。

(石井副市長) 前回の会議で(仮称)北部学校給食センターの特色がないということを行ったところであるが、センターごとに無理に特色を持たせなく

ても良いのではないか。

(学校給食課長) 承知した。

(市長) (仮称)北部学校給食センター用地について、防球ネット等は本事業で撤去とあるが、県ではなく市で行うのか。

(学校給食課長) 防球ネット等の除却費用を差し引いた額で土地を取得するという調整を県と行っているところである。管理上、防球ネットがある状態で取得し、PFI事業の中で撤去する予定である。

(石井副市長) 市内企業ができるかぎり参加できることが望ましいという意見についての対応として、落札者決定基準を選定委員会で審議とあるが、市内企業をどうするかは選定委員会ではなく市の判断ではないのか。

(学校給食課長) そうである。選定委員会で審議はしていただくが、市として事務局が案を示し、その内容について承認していただくかたちである。

(市長) (仮称)北部学校給食センターの用地取得費だが、1回で支払うのか。

(学校給食課長) 2回に分けて支払うことを想定している。給食センター部分は今年度中に支払い、それ以外は県での校舎等の解体終了後の令和9年度に支払う予定である。

(2) 結果

原案を一部修正し、承認。

ただし、議題3のPFI事業に係る実施方針及び要求水準書骨子(案)については継続審議とし、特に事業の範囲については次回会議において詳しく取り上げる。

以 上

第15回 学校給食改革本部会議

日 時：令和5年8月16日（水）
午後4時00分～5時15分
会 場：第1特別会議室

議題

- (1) 第2次相模原市立中学校完全給食実施方針の策定
について(報告)
- (2) 大規模事業評価について(報告)
- (3) PFI事業に係る実施方針及び要求水準書骨子(案)について
- (4) 給食センターの建設予定地について

【出席者名簿】

1 構成員

| | 役職 | 職名 | 氏名 | 出欠 |
|----|----------------|----------------|--------|----|
| 1 | 本部長 | 市長 | 本村 賢太郎 | 出 |
| 2 | | 教育長 | 渡邊 志寿代 | 出 |
| 3 | 副本部長 | 副市長 | 大川 亜沙奈 | 出 |
| 4 | | | 石井 賢之 | 出 |
| 5 | | | 奈良 浩之 | 出 |
| 6 | 本部員 | 市長公室長 | 片岡 聡一 | 出 |
| 7 | | 総務局長 | 河崎 利之 | 出 |
| 8 | | 財政局長 | 岩本 晃 | 出 |
| 9 | | 危機管理局長（兼）危機管理監 | 鈴木 由美子 | 出 |
| 10 | | 環境経済局長 | 藤井 一洋 | 出 |
| 11 | | 緑区長 | 石原 朗 | 欠 |
| 12 | | 南区長 | 加藤 宏美 | 欠 |
| 13 | | 教育局長 | 高橋 良明 | 出 |
| 14 | | 総合政策・少子化対策担当部長 | 高林 正樹 | 出 |
| 15 | | 財政担当部長 | 秋山 亮 | 出 |
| 16 | 学校給食・規模適正化担当部長 | 有本 秀美 | 出 | |
| 17 | 学校教育部長 | 農上 勝也 | 欠 | |

2 招致関係者

| | 職名 | 氏名 | 出欠 |
|---|------------------|--------|----|
| 1 | 脱炭素社会・資源循環推進担当部長 | 佐々木 純司 | 出 |
| 2 | 中央区長 | 萱野 克彦 | 出 |

第15回学校給食改革本部会議

令和5年8月16日(水)

1 第2次 相模原市立中学校完全給食実施方針の策定について(報告)

第2次 相模原市立中学校完全給食実施方針 (令和5年7月策定)

給食改革の基本的方向

1. 早期実現及び持続可能な運営
2. 安全安心で温かい給食の提供
3. 全員喫食の環境を生かした食育の充実



給食運営の基本方針

1. 成長期の心身の健康の保持増進
2. 食に関する指導の強化充実
3. 食を楽しむ環境の整備

実施形態・実施方式

1. 給食提供の実施方式
センター方式を基本
2. 献立内容
主食・おかず・牛乳で構成する**完全給食**
3. 食材
原則として国産
旬の食材や地場産物等を積極的に使用
4. 調理・衛生管理
手作りを基本、高度な衛生管理を実施
5. 個別事情への対応
食物アレルギー除去食や医療的ケア児へ
ミキサー食等を提供

食育の推進に係る実施方針

1. 成長期の心身の健康の保持増進
望ましい栄養量・献立内容
個別事情への対応
2. 食に関する指導の強化充実
食品情報等の発信強化
各教科との連携強化
地場産物の活用と環境配慮食 など
3. 食を楽しむ環境の整備
多彩な献立の作成
喫食時間の確保 など
4. 体制整備、制度設計
栄養教諭等に関わる体制整備
教職員への環境整備

2 大規模事業評価について（報告）

8月8日 大規模事業評価委員会から答申書受理

【答申の概要】 事業の実施は妥当
事業実施に当たっての留意事項としての意見を付帯

8月9日 局内評価会議

【対応方針】 事業を実施 答申等を踏まえ推進 付帯意見に留意

| 実施に当たっての留意事項 | 備考 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 市の都市計画マスタープランにおける土地利用方針との整合に留意 周辺住民等の理解を得られるよう配慮 | 事業の推進に当たって留意 |
| Z E B の認証取得等の市の脱炭素に係る取組の方向性に合致した手法を積極的に採用 ・新たに一定規模の建物を建築する利点 ・環境負荷の低減やCO2排出量の削減を図るための先進事例 | 要求水準書(案)等に反映 |
| 環境配慮の方針について、P F I 事業に係る条件として提示 ・残さの飼料化等の給食センターの特性を生かす | 要求水準書(案)等に反映 |
| 配送車両等の通行による交通量の増加が見込まれることから、 定量的なデータに基づき交通対策 | 事業の推進に当たって留意 |
| 資材や人件費の高騰による建設費への影響は多大 随時機会を捉えて、事業費単価等の見直しを図るよう努力 | 要求水準書(案)等に反映 |

実施方針 骨子(案)

1 特定事業の選定に関する事項

事業の基本理念

- 安全安心で温かい給食の提供
- 食育の推進
- 持続可能な運営
- 防災力の向上
- 環境負荷の低減

事業の内容

事業の範囲

- ・施設整備
- ・開業準備
- ・維持管理
- ・運営
- ・付帯事業

市が行う業務

- ・食材調達、献立作成
- ・食育
- ・給食費徴収管理
- ・配膳室改修 など

2 事業者の募集及び選定に関する事項

募集・選定の方法

総合評価一般競争入札
WTO案件

提案審査の方法

入札参加資格

- ・構成企業 SPCに出資
- ・協力企業 SPCに非出資
- ・代表企業 構成企業のうち最も高い出資割合
- ・共通の資格要件
指名停止、税、暴力団排除 等
- ・個別の資格要件
法に基づく資格、実績

選定委員会

2か所のセンターに係るPFI法の手続、
事業者の選定等を所掌

中立かつ公正な立場で、客観的に提案
等を審査・評価できるよう学識経験者
のみで構成

- ・学識経験者5名にて構成
- ・公民連携、施設整備、金融・財務・会計、
給食運営、環境

募集・選定スケジュール

令和5年11月～

実施方針・要求水準書(案)の公表

令和6年

- ・2月～ 特定事業の選定・公表
- ・4月～ 入札説明書等の公表
質問・回答
- ・8月～ 提案審査書類の受付
- ・10月 落札者の決定・公表
- ・11月 仮契約締結
契約議案提出
- ・12月 事業契約締結

3 PFI事業に係る実施方針及び要求水準書 骨子(案)について

実施方針 骨子(案)

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

リスク分担の基本的な考え方

予想されるリスクと責任分担

モニタリング

リスク分担表

【共通事項】

- ・ 制度関連リスク
- ・ 第三者賠償リスク
- ・ 不可抗力リスク など

【設計・建設段階】

- ・ 用地リスク(土壌汚染等)
- ・ 工事遅延・未完工リスク
- ・ 工事費増大リスク など

【維持管理・運営段階】

- ・ 給食数増減リスク
- ・ 異物混入・食中毒リスク
- ・ アレルギー対応リスク など

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

事業用地

土地の所有

施設要件

要件の詳細は、要求水準書(案)に提示

5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

議会の議決

情報公開・情報提供

3 PFI事業に係る実施方針及び要求水準書 骨子(案)について

要求水準書 骨子(案)

1 総則

本書の位置づけ

本事業の目的

本事業の基本理念

事業概要

施設概要

敷地条件

給食回数 185回/年

調理能力 北 8,000食 / 南 9,000食

配送校 北 10校 / 南 17校

献立方式 2献立

開始日 令和8年12月1日(予定)

2 施設整備業務に関する要求水準

基本的な考え方

- | | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 安全安心で温かい給食の提供 | 持続可能な運営 | 防災力の向上 |
| ・ HACCP、ドライシステム、 汚染/非汚染作業区域を区分 | ・ ライフサイクルコストの低減 ・ ユニバーサルデザイン | ・ 炊き出しに必要な施設 ・ 備蓄倉庫 |
| 食育の推進 | | 環境負荷の低減 |
| ・ 学校現場の食育との連携 | | ・ ZEB、省エネルギー、再生可能エネルギー ・ 臭気対策等 |

3 開業準備業務に関する要求水準

業務内容

- 業務計画書・マニュアルの作成
- 業務従事者等の研修・訓練

3 PFI事業に係る実施方針及び要求水準書 骨子(案)について

要求水準書 骨子(案)

4 維持管理業務に関する要求水準

建物・設備・備品

配送車両

長期修繕計画

5 運営業務に関する要求水準

給食調理

残さ等処理

食育支援

手作り調理

飼料化・たい肥化等

検収等補助

配送及び回収

6 業務品質の確保に関する要求水準

事業収支計画書

セルフモニタリングの実施

経営状況の報告

リスク管理体制

7 付帯事業

3 PFI事業に係る実施方針及び要求水準書 骨子(案)について

各センターの主な個別事項

(仮称)南部 学校給食センター

敷地概況 (想定敷地部分)

| | | | |
|------|----------------------------|------|-------|
| 位置 | 相模原市 南区 古淵 (旧東清掃事業所の一部) | | |
| 現況 | 建築物あり・工事着手前に要除却 | | |
| 区域区分 | 市街化区域 | 用途地域 | 準工業地域 |

基本スペック

| | |
|------|-----------|
| 配送校数 | 17校 |
| 供給能力 | 約9,000食/日 |

実施方針・要求水準書への反映事項

学校給食における食育推進の拠点

多目的室(300㎡)等の食育施設を付加
求めるサービス水準に見合った活用を確実に実施

旧東清掃事業所 関連

解体工事との調整等
土壌・ダイオキシン調査、土中埋設物の可能性、
着手時期(解体工事完了後)、車両通行帯の確保
(本事業着手後も隣接地の解体工事は継続) など
土壌の入替(食の安全性確保)

(仮称)北部 学校給食センター

敷地概況 (想定敷地部分)

| | | | |
|------|-------------------------------|------|------|
| 位置 | 相模原市 緑区 大島 (旧相模原総合高等学校の一部) | | |
| 現況 | 建築物なし | | |
| 区域区分 | 市街化調整区域 | 用途地域 | 指定なし |

基本スペック

| | |
|------|-----------|
| 配送校数 | 10校 |
| 供給能力 | 約8,000食/日 |

実施方針・要求水準書への反映事項

旧相模原総合高等学校 関連

県有地であるが、今年度の取得に向けて調整中
防球ネット等について、本事業にて撤去

3 P F I 事業に係る実施方針及び要求水準書 骨子(案)について

これまでの本部会議での意見等の反映状況

| 意見等 | 反映・記載先 |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要求水準の中にSDGsを入れてほしい | 実施方針・要求水準書(案)に反映 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の基本理念における持続可能な運営や環境負荷の低減などSDGsに沿った事項を記載 ・落札者決定基準において加点等を検討 |
| 南部センターにおける食育推進の拠点のように北部センターにおいても特色があるとよい | 要求水準書(案)への反映を今後検討 <ul style="list-style-type: none"> ・環境共生型の先進的な給食センターとして、市街化調整区域という立地特性を踏まえつつ、より環境に配慮する取組について、さらに検討 |
| 同じような施設には同じような機能を付加したほうがよい | 要求水準書(案)等で整理 <ul style="list-style-type: none"> ・ZEB認証取得など同様の性能を要求することに加え、各センターの立地等に応じた特色を付加 |
| 給食センターの整備・運営に当たっては、できるかぎり市内企業が参加できるようにするのが望ましい | 落札者決定基準の設定に当たって今後検討 <ul style="list-style-type: none"> ・市内経済の活性化に資する取組に対しWTO案件の範囲内での加点等を検討 ・選定委員会で審議 |
| 臭気など地域への影響を考えた上で要求水準を考えなければならない | 要求水準書(案)に反映 <ul style="list-style-type: none"> ・施設配置、除害施設、残さ等処理などにおける対策を要求 |
| 事業者提案となる自主事業(付帯事業)について、市としての考え方をしっかりまとめた上で求めることが必要 | 要求水準書(案)に反映 <ul style="list-style-type: none"> ・両センターにおいてそれぞれの用途地域上可能な事業について提案を求める |

3 PFI事業に係る実施方針及び要求水準書 骨子(案)について

これまでの本部会議での意見等の反映状況

| 意見等 | 反映・記載先 |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業開始後に変動要因が生じたときの対応を考える必要 | 実施方針(案)に反映 <ul style="list-style-type: none"> ・リスク分担表において、金利・物価・需要(食数)変動等について明記 ・事業者への支払について、固定料金のほか物価変動等に応じた変動料金を設定 |
| 事業者の選定に当たっては、外部委員を入れるなど、客観性を持って行えるようにすべき | 実施方針(案)に反映 <ul style="list-style-type: none"> ・外部委員5人による選定委員会を設置 |
| 作り手との交流やセンター見学など、センター方式においても給食の学びの機会が必要 | 要求水準書(案)に反映 <ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進に資するスペースを設置・運営 ・業務に関する要求水準において、食育支援業務として、見学・試食会や学校訪問等を明記 |
| 防災機能の強化について、実際の運用をどうするかが重要 | 要求水準書(案)に反映 <ul style="list-style-type: none"> ・運営業務に関する要求水準において、災害時における炊き出し等の実施を明記 |
| 南部センターの多目的室の管理や使用料について整理が必要 | 実施方針(案)に反映 <ul style="list-style-type: none"> ・貸館業務は市が実施 ・使用料等の取扱いについては今後検討 |
| 事業のモニタリングについてしっかり行う必要 | 実施方針(案)へ反映 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者のセルフモニタリングのほか、市による事業の実施状況のモニタリングを各段階で継続的に実施 |

4 給食センターの建設予定地について

【(仮称)北部学校給食センター】検討状況

用地取得に関する基本的な考え方(案)

【取得目的】

中学校給食の全員喫食の早期実現に向けた(仮称)北部学校給食センター関係用地

- ・地権者である県との協議においては、全部取得が条件
- ・給食センター以外の部分については、長期的な視点で政策課題の解決に活用

【県との調整経過】

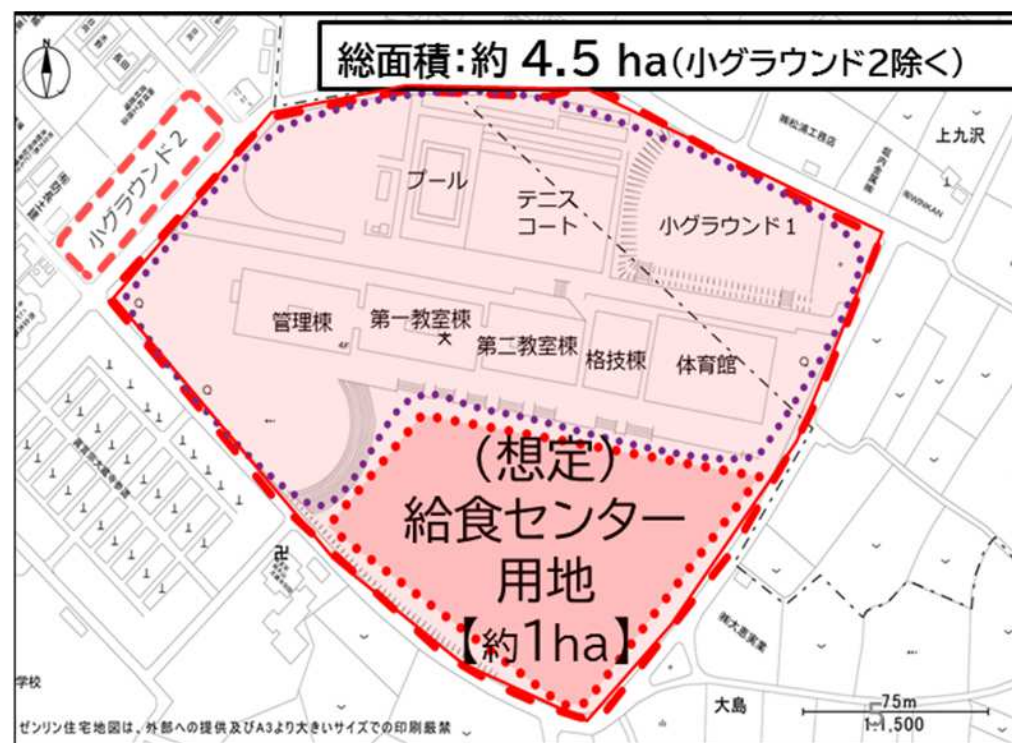
- 令和4年度(12月~)
- ・第1回~第4回
- 令和5年度
- ・4月 第5回
- ・5月 第6、7回
- ・6月 第8、第9回
- ・7月 第10回

【範囲】

相模原総合高等学校跡地における
校舎等の存する一団の土地【約4.5ha】
小グラウンド2を除く

【取得価格等】

- 県の提示価格(約6.5億円)により取得
- ・県の不動産鑑定評価額の25%減額相当額から
工作物等の除却費を減じた額



令和6年3月定例会議における土地処分(県)・取得(市)議案の提案に向け、調整中

4 給食センターの建設予定地について

(仮称)北部学校給食センター用地取得に向けての手续イメージ

